



号 外

平成 18 年

3月31日(金曜日)

目次

（印は、県法規集掲載事項）ページ

条例
●香川県税条例の一部を改正する条例

（税務課） 一

本号で公布された条例のあらまし

香川県税条例の一部を改正する条例（平成十八年香川県条例第四十八号）

1 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部改正により、次のとおり改正することとした。

- （一） 住宅の取得及び土地の取得に対する不動産取得税の税率の引下げ措置を三年間延長することとした。
 - （二） 不動産取得税の徴収猶予の申告及び還付の申請の特例措置を受けることができる住宅の用に供する土地の取得の期間を二年間延長することとした。
 - （三） 自動車税について、環境負荷の大きい自動車を重課する特例措置を継続することとした。
 - （四） 自動車税について、平成十八年度及び平成十九年度に新車新規登録された環境負荷の小さい自動車の税率を軽減する特例措置を、より環境負荷の小さい自動車に重点化した上で講ずることとした。
- 2 平成十八年四月一日から施行することとした。

条 例

香川県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県条例第四十八号

香川県税条例の一部を改正する条例

香川県税条例（昭和十九年香川県条例第十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二十八項の見出しを「（住宅の取得及び土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例）」に改め、同項中「平成十五年四月一日から平成十八年三月三十一日まで」を「平成十八年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで」に、「不動産の」を「住宅又は土地の」に改める。

附則第二十九項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改める。

附則第三十項中「各年度分」を「年度分」に改め、同項第一号及び第二号を次のように改め、同項第三号から第五号までを削る。

一 ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成七年三月三十一日までに初めて道路運送車両法第七条第一項に規定する新規登録（以下「新規登録」といふ。）を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して十四年を経過する日の属する年度

二 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成九年三月三十一日までに新車新規登録を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して十年を経過する日の属する年度

附則第三十一項の表以外の部分を次のように改める。

電気自動車等及び法附則第十二条の三第三項に規定するエネルギー消費効率（以下「エネルギー消費効率」といふ。）が同項に規定する基準エネルギー消費効率（以下「基準エネルギー消費効率」といふ。）に百分の百二十を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が同項に規定する平成十七年窒素酸化物排出許容限度（以下「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」といふ。）の四分の一を超えないもので地方税法施行規則附則第五条の二第二項に定めるものに対する第八十条の規定の適用については、当該自動車平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで

の間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成十九年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十年度分の自動車税に限り、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替へるものとする。

附則第三十二項中「法附則第十二条の三第四項に規定する優良低燃費車（以下「優良低燃費車」といふ。）のうち」を「電気自動車等及びエネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上の自動車のうち」に、「同項に規定する低窒素酸化物排出許容限度（以下「低窒素酸化物排出許容限度」といふ。）を「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」に、「自動車で

を」もので」に、「第五条の二第五項」を「第五条の二第四項」に改め、「及び電気自動車等」を削る。
附則第三十三項の表以外の部分を次のように改める。

エネルギ一消費効率が基準エネルギ一消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので地方税法施行規則附則第五条の二第五項に定めるもの（附則第三十一項の規定の適用を受ける自動車を除く）に対する第八十八条の規定の適用については、当該自動車が平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成十九年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成二十年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十年度分の自動車税に限り、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替へるものとする。

附則第三十四項中「低燃費車のうち窒素酸化物の排出量が低窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えない自動車」を「エネルギ一消費効率が基準エネルギ一消費効率以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもの」に、「第五条の二第七項」の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもの」に、「第五条の二第七項」を「第五条の二第六項」に、「優良低燃費車のうち窒素酸化物の排出量が低窒素酸化物排出許容限度の二分の一を超えない自動車と同条第八項」を「エネルギ一消費効率が基準エネルギ一消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の二分の一を超えないもので同条第七項」に改める。

附則中第三十五項を削り、第三十六項を第三十五項とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

（不動産取得税に関する経過措置）

2 改正後の附則第二十八項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

3 改正前の附則第二十八項の規定は、住宅以外の家屋の取得が施行日から平成二十年三月三十一日までの間に行われたときに限り、当該家屋の取得に対して課すべき不動産取得税については、なおその効力を有する。この場合において、同項中「平成十五年四月一日から平成十八年三月三十一日まで」とあるのは「平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日まで」と、「百分の三」とあるのは「百分の三・五」とする。

（自動車税に関する経過措置）

4 改正後の香川県条例の規定中自動車税に関する部分は、平成十八年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成十七年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

